

【判決日・時間・法廷】

令和元年5月24日午後3時00分(103号法廷)

【事件番号・事件名】

平成28年(ワ)第17007号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件

5 【担当部】民事第6部

【担当裁判官】裁判長裁判官 杜下弘記、裁判官 磯崎 優、裁判官 木村周世

【主文】「1 原告の請求を棄却する。2 訴訟費用は原告の負担とする。」

【事実及び理由の要旨】

(事案の概要)

10 本件は、公職選挙法(公選法)92条1項1号が規定する300万円の供託金を準備できず、平成26年12月14日施行の第47回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙(本件選挙)に立候補できなかった原告が、公選法の定める選挙供託金制度が憲法等に違反し、その改正をしなかった国会の立法不作為が違法であると主張して、国家賠償法(国賠法)1条1項に基づき、慰謝料300万円の支払を求める事案である。

(争点)

本件の争点は、国会が衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る供託金について定めた公選法92条1項1号の改正をしなかった立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるかどうかである。判決においては、その前提問題である公選法92条1項1号の憲法適合性について判断しており、これが主たる争点である。

(当裁判所の判断)

1 立候補の自由に対する制約

憲法15条1項は立候補の自由を重要な基本的人権の一つとして保障していると解され、また、憲法44条は被選挙権について差別的な取扱いを禁止しているところ、公選法92条1項が定める選挙供託金制度は、立候補者としての資格そのものを直接的に制限するものではないものの、供託義務を果たさないと立候

補の受付け自体が認められず、所定の得票を得られなかつた場合には供託金が没収されてしまうのであり、両議院の議員を選出する選挙について供託金の額を300万円を定めていることに照らすと、立候補をしようとする者に対して無視できない萎縮的効果をもたらすものということができ、立候補の自由に対する事実上の制約となっているといふことができる。

2 憲法適合性の判断基準

一方で、選挙供託金制度は、泡沫候補者や売名候補者の立候補を抑制して、候補者の濫立を防止することを目的とし、その目的達成のために、経済事情や貨幣価値の変動等に応じて増額改正が行われてきたほか、選挙制度の仕組みを構成する他の諸制度との関連において運用されてきた制度であることから、同制度を定める公選法92条1項が憲法15条1項及び同44条ただし書に適合するかどうかを判断するに当たっては、選挙供託金制度が選挙制度の仕組みを構成し、他の諸制度と調和的に運営される必要があるという同制度の位置付けを踏まえて、国会の裁量権に対して十分に配慮することが必要となるというべきである。そうすると、選挙供託金制度の憲法適合性は、立候補の自由に対する制約が、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきである。

3 憲法適合性の判断

これを前提として、憲法適合性について判断するに、選挙供託金制度は、国政選挙において、売名目的や選挙妨害の目的等、真に当選を争う意思のない者が多数立候補すると、各候補者の演説や連呼行為、選挙公報や新聞広告の掲載等が氾濫し、結果として自由かつ公正な選挙の実現が妨げられ、国民の政治的意図が選挙に反映されなくなるおそれがあることから、真に当選を争う意思のない候補者の濫立による上記弊害を防止する目的で設けられているものであると認められ、代表民主制の下において自由かつ公正な選挙の実現が不可欠であることからすると、上記のような立法目的は正当なものであるといふことができる。

また、公選法92条1項1号が定める衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における供託金の額が300万円とされたのは、昭和57年改正後、国會議員の選挙において、いわゆるミニ政党が出現し、真に当選を争う意思がないと評価せざるを得ない立候補が多数なされていたことから、平成4年改正により選挙公営制度が拡大することとの関連性も考慮して、泡沫候補者の濫立を防止するための対策として供託金の額を引き上げた結果であり、他の種別の選挙とのバランスも考慮して決せられたものであることから、合理性がないということはできない。

そして、平成4年改正時から本件選挙が行われた平成26年までの間に、選挙供託金制度が立候補の自由に対する制約として不合理となってしまうような社会情勢や経済情勢の変化があったとまでは認められない。

以上によると、公選法92条1項が定める選挙供託金制度自体のみならず、同条同項1号所定の供託金の額についても、国会の裁量権の限界を超えており、これを是認することができない場合に該当するということはできない。

4 原告の主張についての判断

原告は、諸外国には選挙供託金制度を設けていない国も少なくない上、近年、複数の国において、選挙供託金制度を定めた法律の規定が違憲であると判断されており、我が国においても供託金の額を引き下げるべきであるとの意見や推薦制などの他の方法も検討されるべきではないかとの意見が出され、議論されてきており、平成21年には衆議院において供託金の額を引き下げる公選法の改正法案が可決され、自民党の青年局も平成28年に供託金の額を引き下げるべき旨の提言をするなど、この点が国民的な議論として取り上げられつつある状況にあると主張する。

しかしながら、選挙制度は各国に固有の歴史を有するものであるから、もとより諸外国の議論が我が国にそのまま当てはまるものではないのであり、諸外国における制度の状況や近年における議論の状況などは、我が国の国民的な議論の中に反映され、それが自ずと国会における議論に結実して必要な立法作用へとつな

がっていくのが本来の姿であるということができる。

選挙供託金制度に関して、近年、国会において供託金の額の引下げなどの議論が行われております、このことは、選挙供託金制度についての国民的な議論が徐々に形成されつつあることを反映しているものとみることができるが、平成21年の国会におけるそのような議論が、本件選挙が行われた平成26年の時点において、国会の立法作用として未だ成案に至っていないからといって、そのことによって直ちに国会が選挙制度の仕組みを定める際の裁量権を逸脱しているものと評価することはできない。

また、選挙供託金制度に代わり、又はこれと並列的に、推薦制などにより制限的でない制度を採用すべきとの主張についても、このような方策の有効性等も含め、選挙供託金制度自体やこれを含む選挙制度をどのようなものとして設計すべきかについて、関連する諸制度との調和的な運用を念頭に置いて、国会において議論が深められ、検討されていくべきものであり、それが選挙制度の仕組みについて具体的に定める際に国会に認められる裁量権の行使の在り方でもあるということができる。

5 いわゆるB規約違反性

このほか、原告は、選挙供託金制度が、市民的及び政治的権利に関する国際規約（いわゆるB規約）にも違反すると主張するが、上記のとおり、選挙供託金制度の目的は正当であり、公選法92条1項1号が定める供託金の額についても一定の合理性が認められることから、選挙供託金制度がB規約に違反するものとうともできない。

6 結論

以上の次第で、選挙供託金制度は憲法等に違反するものではなく、その改正をしなかった国会の立法不作為は国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないというべきである。